

国内希少野生動植物種に追加する種の概要

種 名 (学 名)	指定 要件*	指 定 理 由 (生 息 状 況 等)	
1. アマクササンショウウオ <i>(Hynobius amakusaensis)</i> 分類： サンショウウオ科 環境省RLランク：なし 固有種	ア、ウ エ	①種の特徴 ②分布域 ③個体数 ④減少要因 ⑤その他	成体の全長は104～138mm程度。前後肢と尾は短く頑健で、後肢は5指性。ブチサンショウウオに似るが、鋤骨歯列はそれよりもやや長く、銀白色のまだら状の斑紋をもたない。背面は薄紫色がかった茶色で腹面はより明るい。体の側面から腹面、前後肢及び尾に白色の斑紋を密布し、背面にもわずかに斑紋がある。水量の安定した源流及びそこに隣接する森林に生息する。 熊本県天草諸島に分布する。 不明（分布域は極めて狭い）。 開発等に伴う生息地の減少、産地極限、愛好家等による捕獲。 最清新種記載されたため、愛好家等による捕獲による減少が懸念される。現地では違法捕獲が確認されている（オオダイガハラサンショウウオ（VU）より分割）。 分布域の一部は雲仙天草国立公園に含まれる。 「オオダイガハラサンショウウオ」として熊本県の指定希少野生動植物種に指定されている。 研究者や地元団体等がパトロールを行っている。
2. オオスミサンショウウオ <i>(Hynobius osumiensis)</i> 分類： サンショウウオ科 環境省RLランク：なし 固有種	ア、ウ エ	①種の特徴 ②分布域 ③個体数 ④減少要因 ⑤その他	成体の全長は104～138mm程度。前後肢と尾が短く、後肢は5指性。アカイシサンショウウオに似るが、体サイズが大きく第5指がより発達している。背面は一様に暗紫色で斑紋をもたない。腹面は背面よりも明るく、斑紋はない。水量の安定した源流及びそこに隣接する森林に生息する。 鹿児島県大隅半島に分布する。 不明（分布域は極めて狭い）。 開発等に伴う生息地の減少、愛好家等による捕獲。 最清新種記載されたため、愛好家等による捕獲による減少が懸念される（オオダイガハラサンショウウオ（VU）より分割）。 分布域の一部は自然環境保全地域（県）に含まれる。

種 名 (学 名)	指定 要件*	指 定 理 由 (生 息 状 況 等)	
3. ソボサンショウウオ <i>(Hynobius shinichisatoi)</i> 分類： サンショウウオ科 環境省RLランク：なし 固有種	ア、ウ エ	①種の特徴	成体の頭胴長はオスで73.6～92.4mm、メスで70.8～95.8mm程度。山地の渓流で繁殖する流水性の <i>Hynobius</i> 属としては大型。前後肢と尾は長く、第5指はよく発達している。形態はイシヅチサンショウウオに似るが、体サイズが小さく細身で鋤骨歯列がより深い。背面は一様に暗紫色で腹面は背面よりも明るく、斑紋はない。水量の安定した源流及びそこに隣接する森林に生息する。
		②分布域	宮崎県、大分県南西部及び熊本県北東部に跨る祖母傾山脈に分布する。
		③個体数	不明（分布域は極めて狭い）。
		④減少要因	開発等に伴う生息地の減少、愛好家等による捕獲。
		⑤その他	最近新種記載されたため、愛好家等による捕獲による減少が懸念される（オオダイガハラサンショウウオ（VU）より分割）。 「奥祖母のオオダイガハラサンショウウオ」として大分県の天然記念物に指定されている。 「オオダイガハラサンショウウオ」として熊本県の指定希少野生動植物種に指定されている。 分布域の一部は祖母傾国定公園に含まれる。
4. ツクバハコネサンショウウオ <i>(Onychodactylus tsukubaensis)</i> 分類： サンショウウオ科 環境省RLランク：なし 固有種	ア、ウ エ	①種の特徴	成体の頭胴長はオスで65～74mm、メスで61～69mm程度。肋条数は12本。尾はオスでは頭胴部と同等ないしわずかに短く、メスでは頭胴部よりも短い。体色は灰色がかかった茶色や紫がかかった灰色で、背面に明瞭な赤褐色の幅広い帯状ないしまだら状の模様をもつ。胴部の側面から腹面にかけて銀白色の斑紋をもつ。冷涼で湿度が高く、森林率の高い山地に生息する。一年を通じて水量及び水温が安定した源流の伏流水を繁殖場所として利用する。
		②分布域	茨城県筑波連山に分布する。
		③個体数	不明（分布域は極めて狭い）。
		④減少要因	開発等に伴う生息地の減少、愛好家等による捕獲。
		⑤その他	最近新種記載されたため、愛好家等による捕獲による減少が懸念される（ハコネサンショウウオより分割）。 分布域の一部は水郷筑波国定公園に含まれる。

*選定要件について

○希少野生動植物種保存基本方針(平成4年総理府告示第24号) (抄)

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 国内希少野生動植物種

(1)国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種

(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。) で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

イ 全国の分布域の相当部分で生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種

エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種